

令和 5年 3月 15日

各支部長・会長 様

野田市剣道連盟
会長 大高 幸一

稽古時におけるマスク着用について

会員の皆様にありますては、日頃より当連盟の活動にご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、本年3月13日以降、「マスク着用は個人の主体的選択を尊重し、個人の判断が基本」との厚生労働省の方針が打ち出されたことに関し、全日本剣道連盟「全剣連」においても「剣道における面マスクの着用は、個人の判断に委ねる」との見解がなされました。

そこで、当連盟におけるマスク着用につきましては、全剣連の方針に従い稽古を実施する予定です。

また、剣道は飛沫を発する武道ということに併せ、当連盟の会員の皆様の中には高齢者の先生方も多数おられますことなどを踏まえ、以下の諸点に留意し稽古をお願い致します。

各先生方には何かとご不便をおかけ致しますが何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 留意点

- (1) 稽古前の検温の励行
- (2) 面マスクを着用しない場合は、口の部分を覆うシールドの着用
- (3) 道場内等の換気の徹底（重要）
- (4) 三密の回避
- (5) 手指の消毒、うがいの励行
- (6) 道場内の清掃（当分の間除菌による消毒）

令和 5年 3月 10日

面マスクの着用について

公益財団法人 全日本剣道連盟 政府（厚生労働省）は、マスクの着用について、「令和5年3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになります。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。」との方針を示しました。公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）においても政府の方針及び全剣連による調査に基づき、令和3年8月4日付「対人稽古に関する感染予防ガイドライン」にかかわらず、

令和5年3月13日以降、剣道における面マスクの着用は、個人の判断に委ねることといたします。 しかしながら、剣道は新型コロナウイルス感染症の感染原因となる飛沫を発する武道ということに鑑み、以下の諸点に留意して稽古をしていただくようお願いします。

1. 面マスクを着用しない場合は、口の部分を覆うシールドの着用をお願いします。

● 全剣連はシールドの飛沫防止能力について、再度科学的調査を実施

しました。シールドは多くの種類が販売されていますが、全剣連の行った調査によれば、大きな飛沫（ 5μ 以上）については各シールドとも一定の効果がありました。しかし、小さな飛沫（ 0.5μ 以上）については各シールド間で飛沫防止能力に差があり、シールドの形状によっては、ほとんど防止能力がないものもありました。ただし、全剣連の調査では、シールドの下部の隙間をスポンジ状の もので塞ぐと、飛沫飛散の防止に大きな効果を得ることができました。ぜひ参考にしてください。

【参考】全剣連の調査

5μ 以上の飛沫は、その多くが 1.5~2 メートルの距離で落下しますが、より小さなものは空気中を漂い、オミクロン株の感染原因になります。このため全剣連は、5 種類のシールドについて、大きな飛沫（ 5μ 以上）と小さな飛沫（ 0.5μ 以上）に対し各々どの 程度の飛散防止能力があるかを調査しました。結果は以下の通り です。

- 大きな飛沫（ 5μ 以上） 14 %～89 %の飛沫防止
 - 小さな飛沫（ 0.5μ 以上） マイナス30 %～47 %の飛沫防止
 - スポンジ装着 小さな飛沫68 %、大きな飛沫95 %を防止
- 面マスクの着用は個人の判断ですが、重症化リスクの高い人（基礎

疾患のある方、例えば70歳以上の高齢者等)については、感染防止のため引き続き面マスク及びシールドを着用した方が良いとの専門家の意見があることにもご留意ください。

2. 面マスクの着脱を問わず、以下の基本的な感染対策につきましては引き続き徹底いただきますようお願ひいたします。(「対人稽古に関する感染予防ガイドライン」参照)

- 工業用送風機を用いるなど、道場内の換気の徹底【重要】
- 二酸化炭素チェッカーの設置
- ワクチン接種の推奨
- 三密の回避
- 手指の消毒 3. 居合道、杖道においても、面マスクの着用は、個人の判断に委ねることといたします。